

I. 総務委員会

1. 協会運営について、理事会、委員会等各組織の効率的運営と支部組織との連携のもとに、協会業務を効果的に遂行する。併せて、協会事務局の事務処理の効率化についても、引き続き推進する。
2. 行政機関、地方自治体及び全タク連等関係組織からの通達・通知事項の会員への通知・伝達について、迅速かつ正確な処理を行うとともに、会員専用ホームページ、電子メールを活用した効率的な通知伝達方式について更に推進する。

・関係組織からの通達・通知については、会員向け電子メールを活用し、効率的な通知をした。

3. 輸送の安全を確保するため、整備管理者研修会の開催等を通じて、整備管理業務の充実を図る。

・整備管理者研修会を平成 24 年 11 月 1 日に横浜技能文化会館において開催した。受講者は 315 名

4. タクシー強盗等タクシーに係る犯罪に対し、県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー犯罪の予防に努める。

・継続中

5. 公益法人制度改革三法が平成 20 年 12 月 1 日に施行され、当協会は新公益法人制度に基づき平成 25 年 4 月一般社団法人への移行を目途に、移行認可申請のための手続き作業を引き続き行う。

・一般社団法人への申請を平成 24 年 8 月 21 日に行い、神奈川県から平成 25 年 3 月 18 日に認可書をいただき、登記は平成 25 年 4 月 1 日に行う。

6. 厚生共済保障事業については、新たに「神奈川県タクシー共済協同組合(仮称)」を設立することにより事業を展開することとしていることから、協同組合設立のための取組みを行う。

・関東運輸局から平成 24 年 12 月 12 日に設立認可をいただき、翌日設立登記を行いました。協会の厚生共済保障事業は、平成 25 年 1 月 31 日に終了。2 月 1 日から神奈川県タクシー厚生共済協同組合事業開始。

II. 経営委員会

1. 公共交通機関として、交通不便地域の輸送を含めた地域の交通全般に関して、福祉タクシー、観光タクシー、救援タクシー、子育て支援タクシー、乗合タクシー等のタクシーの特性を生かした各種輸送サービスの提供について検討・推進し、需要の拡大を図る。

- (1) 地域公共交通会議・モニター会議等における行政機関・関係団体及び利用者との意見交換や懇談等を通じ、地域におけるタクシーの社会的責務や要望を把握する。また、地域の白タク類似行為を把握し適切に対応する。

- (2) 少子高齢化問題に対応し社会に貢献するため、NPOによる有償運送の状況を把握し、かつ、子育て支援特別委員会との協調による子育て支援タクシーや福祉タクシーについて需要の拡大を検討する。

- ・UDタクシーのための協議会設定の協力要請を行った。
- ・地域公共交通会議及びNPO移動ネットワーク会議等に参加し情報収集に努めた。
- ・地域公共交通として、乗合タクシー・デマンドタクシー等の対応について検討を図った。
- ・UDタクシーの導入に向けて検討を行った。
- ・UDドライバー研修を実施、5回308名が受講した。
- ・運転代行等に関する問題点の調査を行った。

2. 需要の拡大と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討を行う。

- (1) 適正化・活性化特別措置法に基づく減・休車後の利用状況の推移及び効果等を把握する。
- (2) 燃料（LPG等）やLPG車両の将来動向に対応して、その対策等を検討する。
- (3) 定額運賃、観光タクシーの運賃等について、メーター制への影響を考慮しつつ、利用し易い特性を生かしたメニューの拡大を検討する。
- (4) 利用者の利便向上による需要喚起の方法の一つとして、ICカード・お財布携帯などの電子マネーに対応する車載端末の導入について検討する。
- (5) 環境への配慮や利用者利便向上のため、電気自動車（EV）、ユニバーサルデザイン（UD）等の車両や機器の導入状況を把握し拡大を目途に検討する。
- (6) 「タクシー乗務員バリアフリー研修」の実施と充実を図る。

- ・事業再構築後の効果について5年間の稼働状況等を調査・検討を図った。
- ・LPG車両生産について、状況把握するためメーカーとの意見交換会の開催要請を行った。
- ・羽田空港の国際化に伴い、定額運賃の検討・拡大を図った。
- ・EV車の推進を図るためのオンデマンド運行等に協力を図った。
- ・労務委員会と合同による研修会を開催した。（参加者146社165名）

3. 消費税増税の動向を注視し、これに対する運賃のあり方を検討する。

- ・情報収集を行った。

4. 平成21年10月から施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正及び活性化に関する特別措置法」の趣旨に沿って適正な需給が維持されるよう、引き続き業界として適切な対応を図ることとし、更に需給調整規制を含む道路運送法の改正法（タクシー事業法）が、国会に上程され、早期に可決成立するよう適切な対応を図る。

- ・特定事業計画認定後のフォローアップ協議会の方向性について検討を行った。
- ・適正化及び活性化の進め方について検討し、京都大学の藤井教授を協議会の座長として招聘した。

III. 広報委員会

1. タクシー生誕100周年にあたり、さまざまなタクシーサービス等を広報し需要喚起を図るための活動に努める。

- ・神奈川のタクシー2012小冊子を1,200冊作成し図書館、小学校等へ配布しタクシー業界の現状をPRする。
- ・ホームページの充実を図るため各社様々なタクシーサービスの情報収集を行う。

2. タクシーが地域公共交通機関として県民に理解して頂くため、事業活動等をPRするための小冊子「神奈川のタクシー」に加えて、タクシー協会のホームページの活用により広報活動の一層の充実を図る。

・平成24年8月5日のタクシーの日に「かながわユニバーサルデザインタクシー出発式」を開催した。開催案内をホームページ等で広報し、ご来賓や関係者、多くのご来場者をお招きして、パシフィコ横浜でイベントを開催した。

3. 「タクシーの日」のキャンペーン活動を実施する。また、関係委員会との連携により実施するサービス向上運動や交通安全運動等の事業において広報活動を展開し、業界のイメージアップに努める。

・「おかげさまでタクシー生誕100周年」と題し、タクシーが公共交通機関であることと、UDタクシーのPRチラシを旅客に配布、応募者に抽選で賞品を差し上げた。

4. 車いす利用者に限らず、高齢者、妊婦、ベビーカー使用者など誰もが気軽に利用できるユニバーサルデザインタクシーを県民に幅広く広報する。

・UDタクシーが誰でも利用いただける便利なタクシーであるとPRしたチラシを旅客に配布、また、平成24年8月5日のタクシーの日に「かながわユニバーサルデザインタクシー出発式」を開催した。

5. 高齢者及び障害者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」を実施する。

・平成24年9月14日藤が丘小学校、平成24年11月20日大豆戸小学校において合計250名の生徒を対象にバリアフリー教室を開催した。

6. 利用者モニター制度により広報公聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

・送付されたモニター葉書を各事業者へ返信し改善、激励を行う。また、アンケートを集計し業界の接客、サービス向上に役立てている。

7. 地球にやさしいエコカー・エコドライブに積極的に取り組んでいることをPRし業界のイメージアップに努める。

・平成24年9月22日「横浜カーフリーデー2012&モビリティウィーク」に参加し、EVタクシー、UDタクシーを展示して来場者に性能等、説明を行った。

IV. 労務委員会

平成24年度の労務委員会基本方針

長引く不況、規制緩和等による営業収入の減少が続く中、昨年3月11日に発生した東日本大震災、EU圏の経済不安、イランをはじめとする中東の政治・経済情勢の不安定による原油等の高騰等による日本経済への多大な影響により極めて厳しい経営環境の中、公共交通の一端を担うタクシー業の労働環境は、事業の特殊性から深夜業を伴う長時間労働を余儀なくされている。

また、乗務員の高齢化が進み、長時間労働の抑制や過重労働防止対策が重要な課題となっている。このような環境下において、労務全般について平成24年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

1. 労働関係法令の改正時の周知徹底と法令遵守

労働契約法、最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令改正の動向を把握し、その情報を随時提供して法令の理解を深めその遵守に努める。

なお、神奈川県最低賃金の改正の際には、速やかに会員あて周知を行う。

- ・神奈川県最低賃金改定の周知(平成24年10月1日施行)
神奈川県最低賃金が時間給836円から849円に改定されたので、会員あてに周知を行った。また、会報304号(平成24年9・10月号)に掲載した。
- ・労働契約法の改正、高齢者雇用安定法の改正
法改正について会員あてに周知を行った。また、労務経営研修会の小鍛冶弁護士の講演テーマとして選定した。

2. 労働条件の整備等

タクシー運転者の勤務実態は、深夜業を伴う長時間拘束となっていることから、安全・安心で快適なサービスを行うため以下の管理体制の確立に努める。

(1) 適正な労働時間等の管理体制の確立

改善基準告示、労働基準法等の関係法令を遵守しつつ、長時間労働、過重労働の抑制・防止のため勤務シフトの変更等により労働時間等の管理の徹底等に努める。

(2) 健康管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく定期・二次健康診断の実施、安全衛生委員会の機能及び産業医の有効活用及びリスクアセスメント評価等の整備、健康管理マニュアルの活用により乗務員等の健康管理体制の確立に努める。

- ・累進歩合制廃止パンフレットを全会員に送付した。
- ・職場における熱中症対策について全会員に周知した。

3. 各種助成金の周知と活用の推進

事業関連及び労務関係の雇用助成金をはじめとする各種助成金の会員への周知に努め、活用の支援を行う。

- ・雇用関係各種給付金について、全会員に周知した。
- ・平成24年度各種助成金について、全会員に周知した。

4. 労使協調体制の確立

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との懇話会を通じ、労使ともに各種の課題を共有し相互信頼を深め、より良い労使関係の確立に努める。

- ・協会側及び組合側の両者出席の下、神奈川地方ハイヤー・タクシー協議会を2回開催した。引き続き高齢者乗務員対策等について協議を深めていくこととした。

5. 労務関係調査の実施

労務関係の資料に資するため、必要の都度会員を対象として調査を実施する。また、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(以下、「全タク連」という。)が実施する調査については、積極的に協力することとする。

- ・会員の協力を得て、全タク連から依頼があった女性乗務員数調べ及び定時制乗務員採用状況調査等を実施した。

6. 行政機関等の研修・講演等への参加勧奨

神奈川県労働局の実施する法令改正・研修・講演会等及び全タク連が開催する研修会等への参加について周知・勧奨を行う。

・神奈川県労働局が行う労働契約法改正セミナー、労働基準監督署及びその関連団体が行う経営首脳者セミナー、安全衛生推進大会等について支部を通じて参加を勧奨した。

7. 厚生共済保障事業の運営について

厚生共済保障事業(以下「保障事業」という。)については、改正保険業法の施行に伴い、これを発展的に廃止し、新たに「神奈川県タクシー共済協同組合(仮称)」を設立し、事業を発展することとしている。

なお、協同組合設立までの間は、従前どおり保障事業の適正・迅速な給付を行うとともに設立に向けて強力に支援を行うこととする。

・厚生共済保障事業は、平成25年1月末日をもって廃止された。最終年の給付額は、業務上0件、業務外92件2250万円、事業廃止に伴う還付金は、98,897,652円であった。

8. 研修会の開催

経営委員会と合同により、経営者・管理者を対象として、「労務・経営研修会」を開催する。
計画研修事項

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業法(仮称)について
- (2) 労働安全衛生法関係(リスクアセスメント他)

・労務委員会、経営委員会の合同事業として平成25年2月14日、メルパルク横浜で、第20回労務経営研修会を実施した。参加146社165人
講演「高年齢者雇用安定法及び労働契約法一部改正への対処について」
第一芙蓉法律事務所 第一東京弁護士会所属 弁護士 小鍛冶 広道 氏
「タクシー新法に向けての最近の動きについて」
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 理事長 各務 正人 氏

9. 各種慈善事業団体等への協力・支援

神奈川県新聞厚生文化事業団等の慈善団体等を通じ、県内交通遺児に対する支援活動への協力、激震災害時等における被災団体等への支援活動を行う。

・タクシーの日キャンペーンの一環として、8月5日、神奈川県新聞厚生文化事業団、神奈川県子ども未来ファンド他3団体へ、交通遺児募金等を贈呈した。(総額280万円)

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の半減と街頭営業等における苦情や飲酒運転等の根絶を目指し、下記の事項を強く推進する。

1. タクシー乗り場等における客待ち停車による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為を防止するため、各地区の交通指導員、神奈川県タクシーセンター等との連携による街頭活動の充実強化を図る。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時に実施した。
・神奈川県タクシーセンター等との連携により充実を図った。

2. 交通指導員研修会を開催し、交通指導員の資質の向上とともに研修内容の充実を図る。

・平成24年11月28日(水)に交通指導員研修会を開催した。出席者235名

3. 交通事故の特徴・傾向等発生実態を把握し、会員各社に適時適切に情報提供等を行い、実効ある交通事故防止対策を推進する。

・入手資料・作成資料等を会報、ホームページに掲載した。

4. 重大事故に直結する飲酒運転、最高速度超過運転、疾病、過労及び居眠り運転や無車検車、無免許による運転、また、迷惑・危険性の高い駐停車違反等これらについて防止を図るための啓蒙活動を推進する。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時に実施した。

5. 「事業用自動車事故防止コンクール」の主催及び「社内無事故コンクール」の共催、また、県交通安全対策課が主催する「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に協賛することにより、交通安全意識の高揚に努める。

・事業用自動車事故防止コンクールは全事業者が参加、85事業者が受賞した。
・社内無事故コンクールは、申請のあった461名の無事故乗務員が優良章を受章した。
・「セーフティ・チャレンジ・かながわ」に協賛し、各事業者内の多数のグループが参加した。

6. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の推進にあたっては、関係官庁・団体と連携して実効ある運動を推進する。

・全事業者参加、通達、たて看板、関係官庁・団体のポスターを配布し、交通安全運動を図った。

7. 国土交通省による「事業用自動車総合安全プラン2009」に対応し、人身事故件数と死者数の削減、飲酒運転の根絶等に向けて安全対策を推進する。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時に啓発した。

8. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう推進する。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時に啓発した。